働き方改革等に関する取組の基準

様式９（基準）

１　「環境への配慮の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

（１）　申込受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、二酸化炭素オフセット認証、什器による二酸化炭素固定量認証又は建築物による二酸化炭素固定量認証に認定された実績を１件以上有する場合

２　「障害者雇用の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

（１）　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35 年７月25 日法律第123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43 条第７項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある事業者が、申込受付期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が法定雇用率を上回る場合

（２）　前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43 条第７項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない事業者が、申込日において、第８号に規定する常用労働者のうち１週間の所定労働時間が30 時間以上の障害者を１名以上雇用している場合

（３）　第１号及び前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43 条第７項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない事業者が、申込日において、第７号に規定する短時間労働者のうち第５号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者を１名以上雇用している場合

（４）　第１号、第２号及び前号に規定するほか、障害者雇用促進法第43 条第７項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない事業者が、申込日において、第７号に規定する短時間労働者のうち次号に規定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者を２名以上雇用している場合

（５）　第２号の障害者とは、障害者雇用促進法第２条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。

（６）　第２号から第４号までの加点対象となる障害者は、申込日から起算して過去３か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

（７）　短時間労働者とは、次の者をいう。

①　１週間の所定労働時間が、事業者の事業所に雇用する通常の労働者の１週間の所定労働時間に比し短く、20 時間以上30 時間未満である者

②　①に該当する者のうち、次号に規定する常用労働者である者

（８）常用労働者とは、次のいずれかの者をいう。

①　期間の定めなく雇用されている労働者

②　一定の期間（例えば１か月、６か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去１年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

３　「「東京ワークライフバランス認定企業」の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

（１）　申込受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、東京都が定めた東京ワークライフバランス認定制度又は東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を１件以上有する場合

（参考：　<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/nintei/>）

４　「女性活躍推進の実績」は、次に掲げるとおり算定するものとする。

（１）　申込受付期間の末日の５年前の日が属する年度の４月１日から起算して５年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞を受賞した実績を１件以上有する場合又は事業者が、参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27 年９月４日法律第64 号）第９条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合

５　前４項に規定する実績点について、それぞれ１点の加点とする。ただし、第１項から第４項までの基準を全て満たしている場合は、更に１点を加点する。

※　共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。